

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第44号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条の見出し中「基本使用料に」を「入園料を納入した者の人数に応じて」に改め、同条第1項及び第2項中「第10条第2項第2号」を「第11条第3項第2号」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「基本使用料」を「使用料」に改め、同条第1項中「条例第10条第2項第1号に掲げる」を削り、「以下「基本使用料」という」を「条例第11条第3項第2号に掲げる使用料を除く。以下この条において同じ」に、「基本使用料の」を「使用料の」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「基本使用料」を「使用料」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(公募による使用許可)

第8条 条例第9条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の概要
- (2) 応募することができる者の資格
- (3) 応募を受け付ける期間
- (4) 応募に必要な書類
- (5) 店舗等使用者(条例第9条第1項に規定する店舗等使用者をいう。)を選定する基準
- (6) 使用料に関する事項
- (7) 使用期間
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 条例第9条第3項前段に規定する別に定めるときは、応募者のうちに前項第5号の基

準を満たすものがないときとする。

3 条例第9条第3項後段に規定する別に定める事項は、第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる事項とする。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

第6号様式注以外の部分中

使用する場所		を
使用する面積	平方メートル	

使用する店舗又は 構内地	区分	店舗	構内地（面積	平方メートル）	」に
	場所				

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(動物園)